広報 うけどがわ

平成28年12月６日
第17号

水土里ネット請戸川
請戸川土地改良区
（南相馬市小高区・浪江町・双葉町）
（仮事務所）〒960−8502 福島県福島市南中央三丁目36番地
福島県土地改良事業団体連合会内
㈹TEL024−535−0419 ㈹FAX024−535−0410
E-mail：uld@ukedogawa.jp
URL http://www.ukedogawa.jp

要望活動

平成28年11月18日 仙台 東北農政局

平成28年11月21日 福島県庁

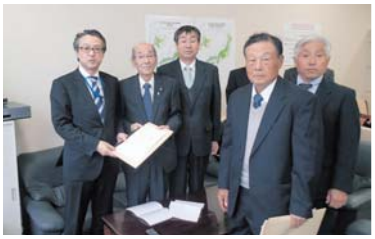

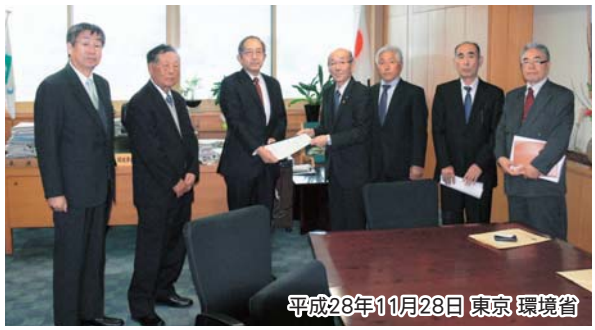
平成28年11月28日 東京 環境省

平成28年11月28日 東京 農林水産省

平成28年11月28日 東京 復興庁

理事長挨拶

ごあいさつ

請戸川土地改良区
理事長　馬場　有

組合員の皆様、いかがお過ごしでしょうか。

あの複合震災より６回目の「師走」を迎え、震災前の何の変哲もない普段の生活を思い出す風景が度々あるのではないでしょうか。

今後は前に進む展望が開けるよう皆様と一緒に努力したいと思っております。

さて、本年は「仕事始め」から「面的な森林除染は行わない」旨の報道を受け、直ちに県・県議会・県市町村会・森林諸団体の代表者で環境省に「断じて容認できない」と言う抗議要請活動を展開し、大臣より撤回をいたさせましたが、残念ながら今日まで面的森林除染の具体的方針が定まっておりません。引き続き現実的な除染計画を示すよう諸団体関係機関と連携してまいります。又、農地・営農再開に必要不可欠な放射能汚染物質の除去並びに土壌のモニタリング調査・分析を国の責任の下、放射線対策も併せて要請してまいります。更に、東京電力の営農賠償打ち切り問題についても「相当期間」を考慮した補償を要求してまいります。

現在、当土地改良区は県からの委託で大柿ダムの維持管理施設点検業務、小高区のほ場整備事業の同意取りまとめおよび新事業採択にむけての法手続等を行っております。震災前の業務には至っておりませんが、少しずつ回復しております。来年度からは浪江町の改良区事務所で再開し、原状回復に努めます。組合員皆様のご理解とご協力を宜しくお願いいたします。

結びに、皆様にとりまして来る年が明るい希望のもてる年になりますよう念願しますとともに健やかなお正月を迎えられることをご祈念し挨拶といたします。

福島特別直轄災害復旧事業 請戸川地区
施設の被災調査、災害復旧工事等の実施について

（お知らせ）

下記により作業に伴う立入りについて、ご協力・ご理解の程宜しくお願い致します。

～本ページから11ページまで東北農政局による資料提供です。～

請戸川地区の復旧状況

東北地方太平洋沖地震、平成24年台風4号豪雨により被災した請戸川土地改良区内の国営造成施設及び、県からの要請による県営造成施設の災害復旧工事を実施しています。

平成26年度から大柿ダムの復旧に着手、平成27年度からは南相馬市小高区内の水路復旧に着手し、平成29年4月から南相馬市小高区への農業用水の供給を再開する予定です。

事業の進捗状況

総事業費	平成28年度まで額（進捗率）	平成28年予算
7，575百万円	3，942百万円 （ 52．0％ ）	1，119百万円

工事の実施状況

区分	内容 工種	施設名	復旧内容	備考
Step1 H25.12.16 計画決定	ダム	大柿ダム	管理用道路復旧	浪江町
			堤体	
			堤体法面、付帯施設、管理設備	
			水位上昇試験	
	幹線用水路	請戸左岸		浪江町、小高区
	支線用水路	柿ノ木下	※	小高区
		小高	※	小高区
		犬塚	※	小高区
		四栗	※	小高区
		小屋木	※	小高区
Step2 H28.2.8 計画決定	幹線用水路	請戸右岸		浪江町
		高瀬左岸		浪江町
		高瀬右岸		浪江町
	支線用水路	立野	※	浪江町
		苅宿	※	浪江町
		掃部関	※	浪江町
		青根場	※	浪江町
	頭首工	苅宿	※	浪江町
		掃部関	※	浪江町

※印の施設は、県営造成施設

◆平成28年度実施工事

年度	工事名	工事受注者	工期	工事内容
H28	大柿ダム災害復旧（その3）工事	（株）安藤・間	H28.8.10-H29.3.24	堤体法面復旧工、ダム付帯工
H28	請戸左岸幹線用水路その他災害復旧（その3）工事	（株）フソウ	H28.10.3-H29.3.24	幹線用水路：請戸左岸 支線用水路：四栗、小屋木、立野、苅宿

平成27年度工事実施状況

【堤体掘削・一時撤去後】H27.1月

【堤体復旧完了】H28.3月

【大柿ダム水管理設備復旧完了】H28.3月

【請戸左岸　開水路　復旧完了(表面被覆工)】

【請戸左岸　サイホン　復旧完了(継目復旧工)】

【柿ノ木下　開水路　復旧完了(水路嵩上げ)】

◆平成27年度実施工事

年度	工事名	工事受注者	工期	工事内容
H27	大柿ダム災害復旧(その2)工事	(株)安藤･間	H27.4.13-H28.3.25	堤体盛立、付帯工復旧
H27	大柿ダム水管理設備災害復旧工事	(株)日立製作所	H27.9.16-H28.3.25	水管理親局復旧(中央管理所)･子局復旧(請戸分水槽、立野分水工、四ツ栗分水工、犬塚分水工)
H27	請戸左岸幹線用水路他災害復旧(その1)工事	(株)フソウ	H27.5.13-H28.3.25	幹線用水路:請戸左岸 支線用水路:四栗、小高、柿ノ木下 、犬塚、小屋木
H27	請戸左岸幹線用水路他災害復旧(その2)工事	(株)フソウ	H27.9.17-H28.6.30	幹線用水路:請戸左岸 支線用水路:四栗

大柿ダムにおける放射性セシウムの調査状況

１．毎日新聞平成28年9月25日掲載（10月4日、6日、9日訂正記事）の「ダム底 高濃度セシウム」記事について

【東北農政局農村振興部】

● 平成28年9月25日毎日新聞に東京電力福島第１原発周辺の10箇所のダムについて、高濃度の放射性セシウムが堆積しているとの報道がありました。

● 東北農政局農村振興部では、大柿ダムにおいて、平成24年２月から水と湖底に堆積した土砂に含まれる放射性セシウムの調査を継続して実施してきたところであり、これまでの調査等から、次のことを確認しております。

①大柿ダムは、湖底と取水口には十分な高低差があるため、堆積した土砂が流出しない構造となっていること。

②大柿ダムの放流水の放射性セシウム濃度は、台風等の激しい雨による増水時に飲料水基準（10Bq/L）を多少越える程度までしか高くならないこと。（2013～2016年の現在までの調査期間では２回観測。（18Bq/L(2013年9月台風18号時)と16Bq/L(2015年9月関東・東北豪雨時)）

③作物に吸収されやすい溶存態の放射性セシウムは、増水時、平水時にかかわらず、セシウム134、137ともに１Bq/L未満であったこと。

④平成27年度に、浪江町酒田地区の除染後の水田にカリ施用し、大柿ダムから放流された水を使って試験栽培を行った結果、調査した全ての玄米の放射性セシウム濃度は、食品安全基準（100Bq/kg）を大幅に下回る３Bq/kg程度の結果であったこと。

● これらの調査等の結果から、大柿ダムの水は、農業利用上の問題は特段無いと考えていますが、湖底に堆積した土砂に含まれる放射性セシウムについて、地元の皆様が不安な気持ちを持たれていることは十分理解しており、地元の皆様に更に安心して利用していただけるよう、

①大柿ダムの水質等の放射性セシウム調査を継続して実施する

②放射性セシウム濃度と相関が高い「濁度(水の濁り具合)」を常時監視し、濁水を取水しないようにする

等により、放射性セシウムを含む水が農業用水路に流れ込まないよう対応してまいります。

２．大柿ダムの流入水と放流水の放射性セシウム濃度

- 調査地点　流入水：昼曽根地点、矢具野地点
  放流水：放流工地点
- 調査頻度　平水時：１日１回
  増水時：２時間毎
- 大柿ダムは、湖底と取水ゲートに十分な高低差があるため、堆積した土砂が流出しない構造です。
  2013年～2015年の調査結果で、台風等の増水時には、流入水の放射性セシウム濃度が高くなるものの、放流水の放射性セシウム濃度は、飲料水基準（10Bq/L）を多少超える程度までしか高くならないことが明らかになりました。（2回観測）
  なお、作物に吸収されやすい溶存態の放射性セシウムは、セシウム134、137ともに放流水では常に1Bq/L未満でした。

大柿ダム貯水池縦断図

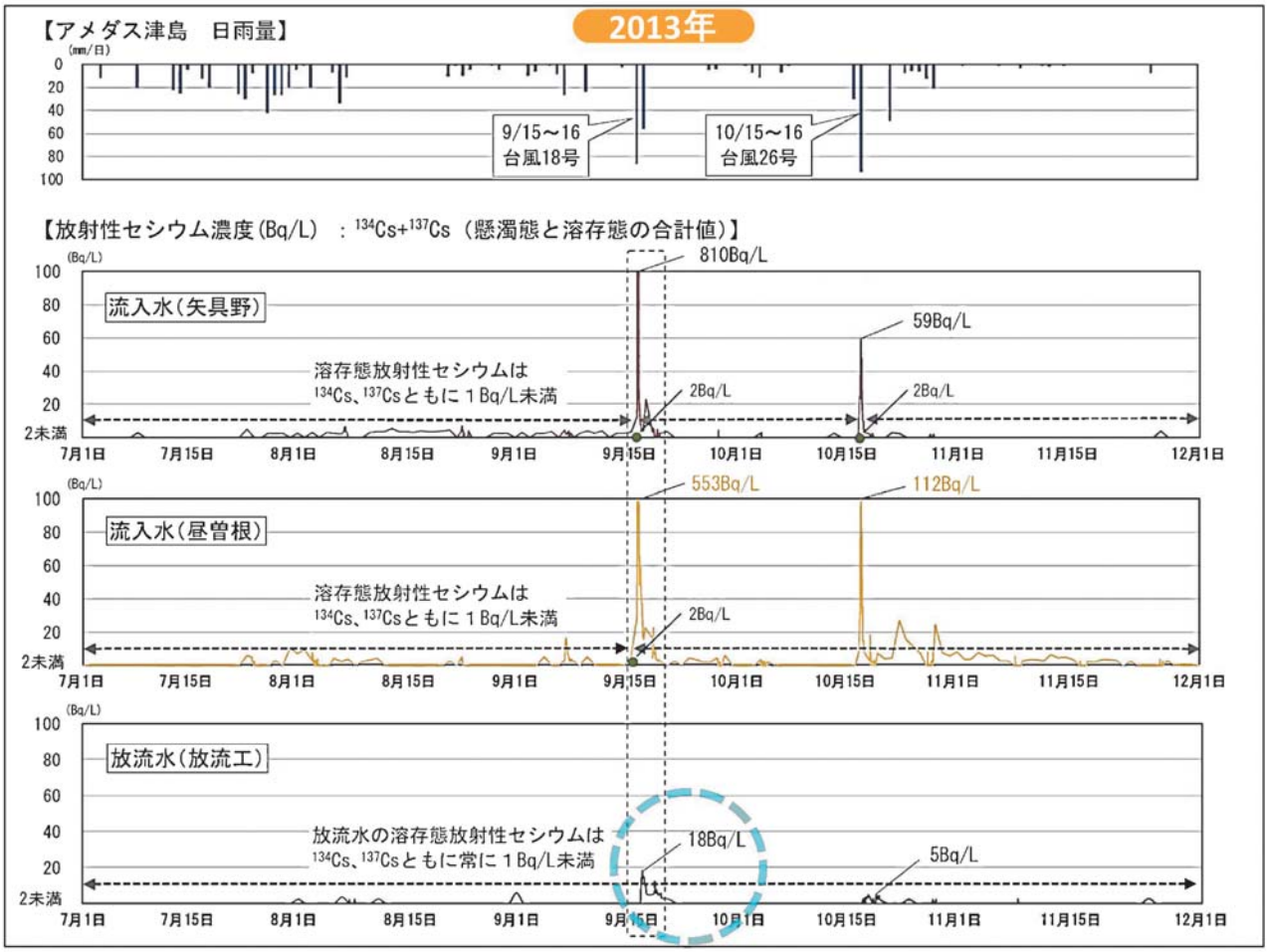

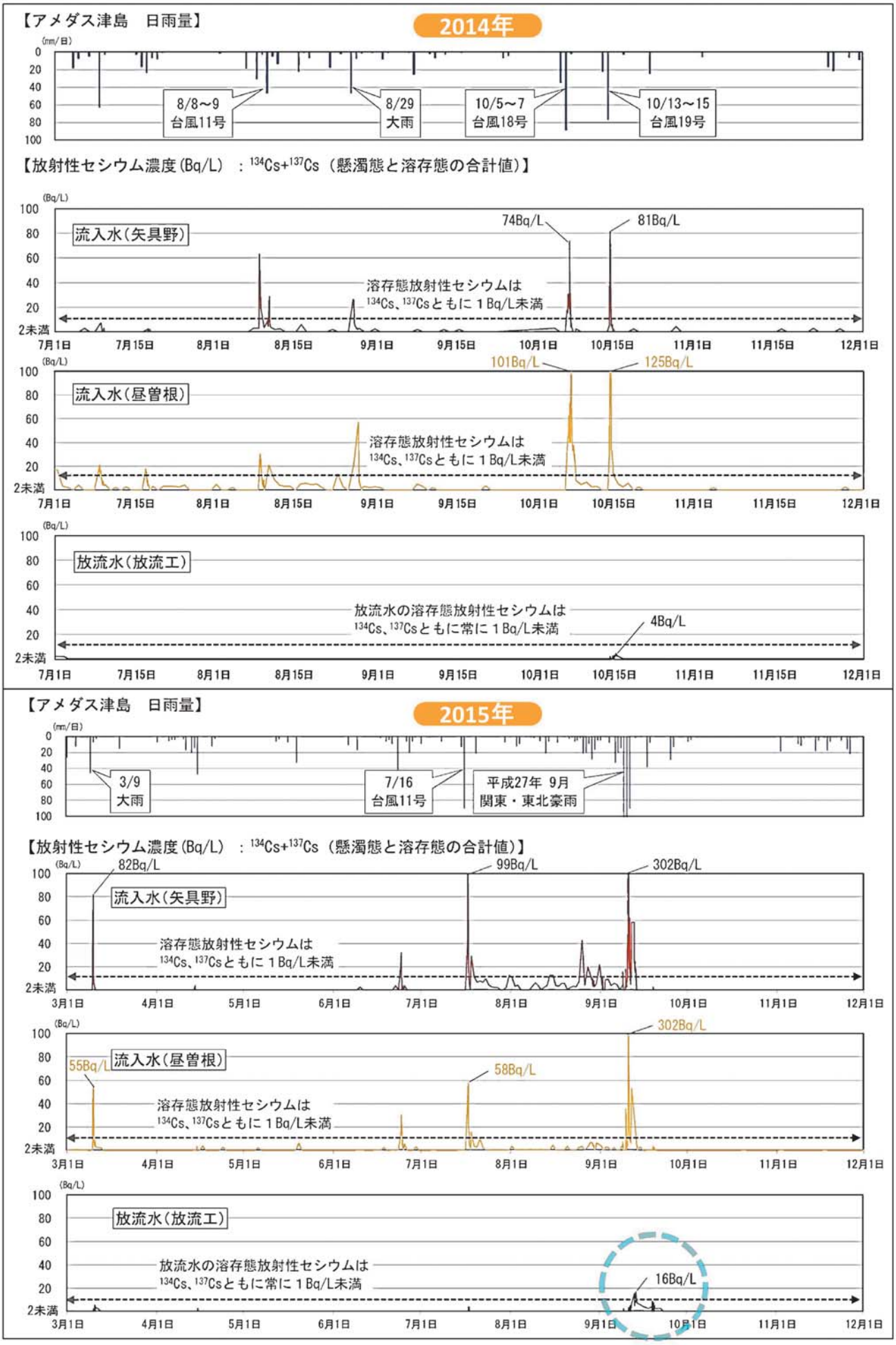
【アメダス津島　日雨量】
2014年
(mm/日)
8/8～9 台風11号
8/29 大雨
10/5～7 台風18号
10/13～15 台風19号
【放射性セシウム濃度(Bq/L)　：134Cs+137Cs（懸濁態と溶存態の合計値）】
(Bq/L)
流入水(矢具野)
74Bq/L
81Bq/L
溶存態放射性セシウムは
134Cs、137Csともに１Bq/L未満
2未満
流入水(昼曽根)
101Bq/L
125Bq/L
放流水(放流工)
放流水の溶存態放射性セシウムは
134Cs、137Csともに常に１Bq/L未満
4Bq/L
7月1日 7月15日 8月1日 8月15日 9月1日 9月15日 10月1日 10月15日 11月1日 11月15日 12月1日
【アメダス津島　日雨量】
2015年
3/9 大雨
7/16 台風11号
平成27年 9月 関東・東北豪雨
82Bq/L
99Bq/L
302Bq/L
55Bq/L
58Bq/L
16Bq/L
3月1日 4月1日 5月1日 6月1日 7月1日 8月1日 9月1日 10月1日 11月1日 12月1日

３．大柿ダムから供給する農業用水の放射性セシウム対策

【対策①】濁水のリアルタイム監視による放射性セシウムの取水回避

2013年から現在までの観測で2回ですが、増水している状況下で、放射性セシウムが飲料水基準（10Bq/L）を多少超えて、検出される場合があります。そのような場合には、バルブ操作により取水を回避し、用水路への流入を防止するため、放射性セシウム濃度と相関が高い「濁度」をリアルタイムで遠方監視できるシステムを平成28年度に設置中です。

流入河川（昼曽根地点）

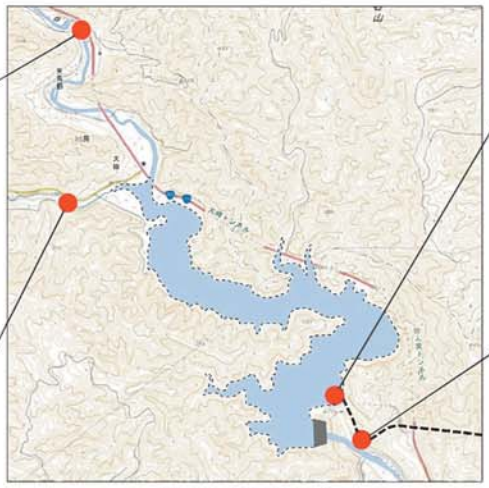
濁度監視地点

取水口

流入河川（矢具野地点）

放流工

取水口・放流工の濁度監視模式図

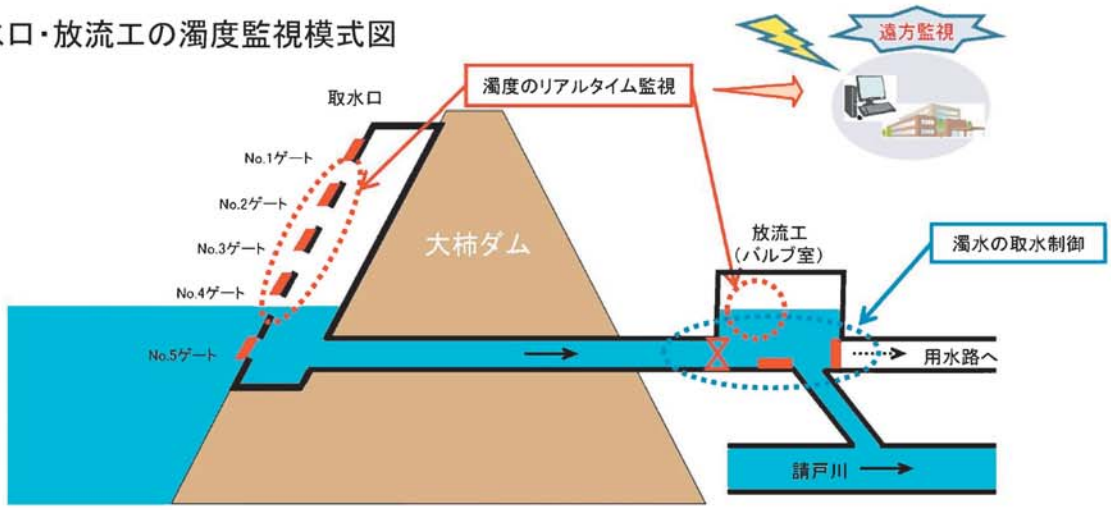

【対策②】用水路における放射性セシウム流入防止対策

汚染度合いの比較的高い山腹に沿った用水路においては、落葉を介した放射性セシウムの水路への流入を防止するため、開水路区間には蓋を掛ける対策を実施しています。

除染前　除染（環境省実施）後　蓋掛後

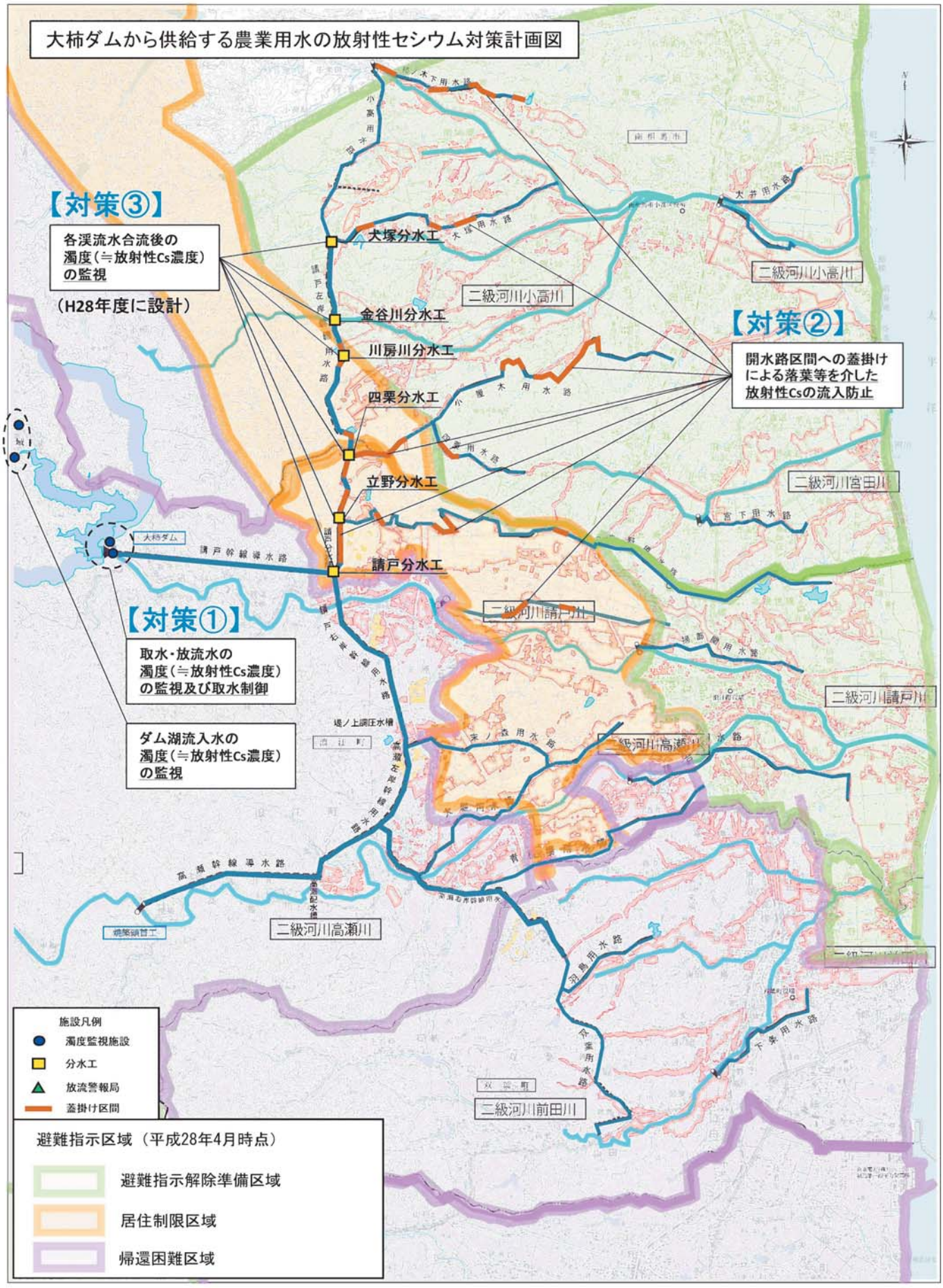
大柿ダムから供給する農業用水の放射性セシウム対策計画図
【対策③】
各渓流水合流後の濁度(≒放射性Cs濃度)の監視
(H28年度に設計)
【対策②】
開水路区間への蓋掛けによる落葉等を介した放射性Csの流入防止
【対策①】
取水・放流水の濁度(≒放射性Cs濃度)の監視及び取水制御
ダム湖流入水の濁度(≒放射性Cs濃度)の監視
大塚分水工
金谷川分水工
川房川分水工
四栗分水工
立野分水工
請戸分水工
大柿ダム
請戸幹線導水路
二級河川小高川
二級河川宮田川
二級河川請戸川
二級河川高瀬川
二級河川前田川
施設凡例
濁度監視施設
分水工
放流警報局
蓋掛け区間
避難指示区域（平成28年4月時点）
避難指示解除準備区域
居住制限区域
帰還困難区域

4．大柿ダムの放流水による米の試験栽培結果

- 大柿ダムから取水・放流される水については、激しい雨や増水時でも高い濃度にはならず、セシウム134、137ともにほとんど1Bq/L未満であることがわかっています。しかも、作物に吸収されやすい溶存態の放射性セシウムについては、セシウム134、137ともに常に1Bq/L未満です。
- また、作土中に十分な量のカリ（交換性カリ含量25mg/100g乾土）が含まれていれば、放射性セシウムが玄米に移行する率が下がることが分かっています。
- 平成27年度に、浪江町酒田地区の除染後の水田においてカリ施用し、大柿ダムから放流された請戸川の水を使って試験栽培を行った結果、調査した全ての玄米の放射性セシウム濃度は、食品安全基準値（100Bq/kg）を大幅に下回る3Bq/kg程度の結果となりました。
- これらの調査結果から、大柿ダムの水は問題無く農業利用できると考えられます。なお、平成28年度も同様の試験栽培を実施中です。

大柿ダムから放流された請戸川の水を使った試験栽培結果

調査位置	玄米の放射性セシウム濃度
①水口周辺	3.1Bq/kg
②中央部	2.8Bq/kg
③水尻周辺	3.1Bq/kg

※1　作土中の交換性カリの含有量が25mg/100g乾土となるよう施肥
※2　放射性セシウム濃度は、セシウム134とセシウム137の合計
※3　玄米の放射性セシウム濃度は、ゲルマニウム半導体検出器による測定結果
出典：平成27年度 委託プロジェクト研究による農業・食品産業技術総合 研究機構 東北農業研究センター調査結果

玄米調査位置図　…水の流れ

セシウム134とセシウム137

◎ 東京電力福島第一原子力発電所事故により環境中に放出された放射性物質のうち、今なお環境汚染をもたらしているのが放射性セシウムです。放射性セシウムには、セシウム134とセシウム137の2種類があります。これらは、放射線を出して時間が経てば放射性物質の量が減り放射能も弱まります。放射性物質の量が半分になるのがセシウム134は約2年、セシウム137は約30年です。

水中の放射性セシウムの形態

◎ 水中の放射性セシウムには2種類のタイプがあります。一つ目は、懸濁態というもので、放射性セシウムが土粒子などにくっついていたり、土粒子の中に取り込まれているタイプです。二つ目は、溶存態というもので、放射性セシウムが単独で水中に溶け込んでいるタイプです。また、土壌の中でも同じような形態で放射性セシウムが存在しています。このニつのタイプのうち、懸濁態は作物に吸収されにくく、溶存態は作物に吸収されやすいことがわかっています。なお、溶存態であっても、カリ施用により作物への吸収が抑制されることがわかっています。

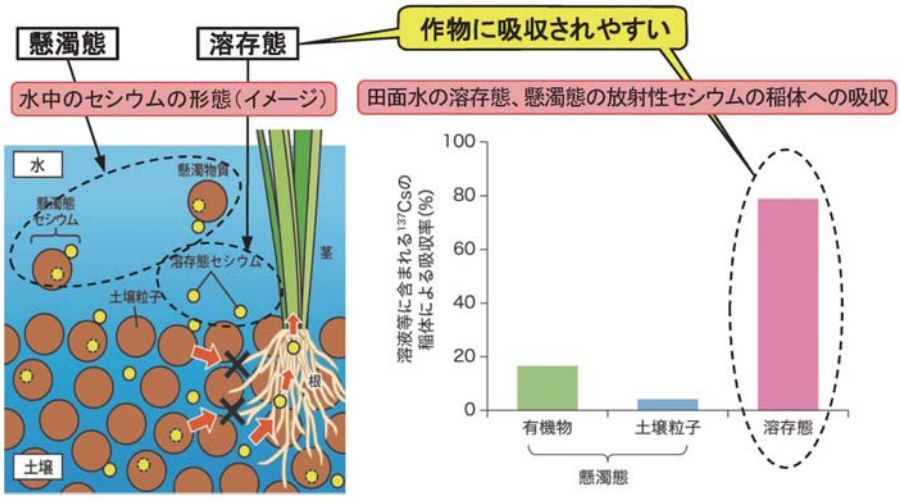

図及びグラフの出典：「放射性セシウム濃度の高い米が発生する要因とその対策について」（2014年3月 農林水産省・福島県他）を基に作成

大柿ダムからの農業用水供給再開について

大柿ダムからの農業用水供給再開

東日本大震災により被災した農業用水利施設の復旧工事を行っている東北農政局南相馬直轄災害復旧事務所では、大柿ダム及び南相馬市小高区内の水路復旧を平成２８年度内に完了する見込みであることから、復旧を終えた水路の点検のための通水試験を平成２９年１月から行う予定です。

用水路の点検確認を得たのち、平成２９年４月から大柿ダムからの農業用水の供給を再開する予定です。

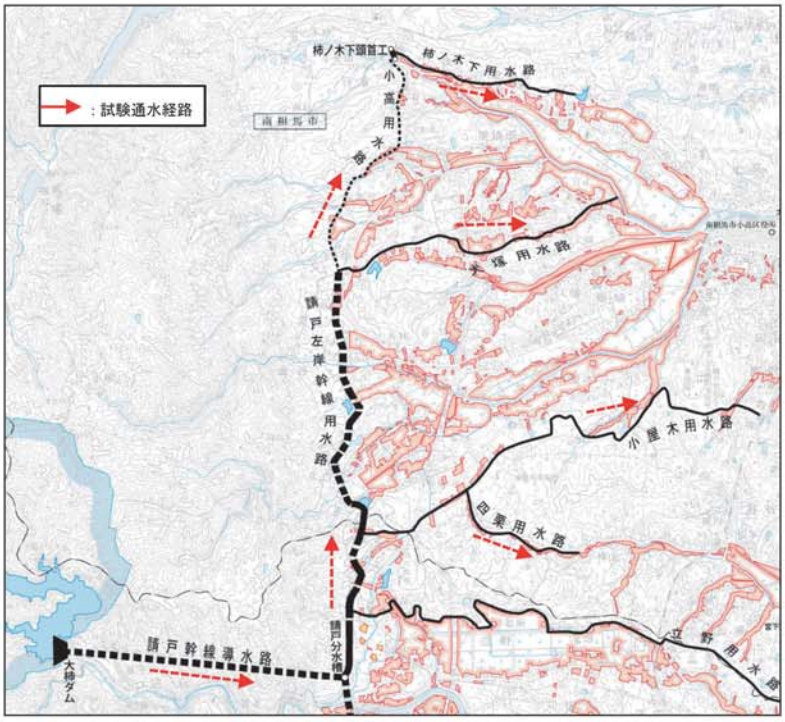

通水試験の対象施設

大柿ダムから取水される農業用水を小高区内の農地まで供給するためには、国営幹線用水路及び支線用水路、小用水路等を通水するため、当事務所と福島県相双農林事務所、小高区役所、請戸川土地改良区と連携し、施設の点検（通水試験）を行います。直轄災害復旧事業により復旧し、通水試験を行う対象施設は次の通りです。

●幹線用水路
　請戸左岸幹線用水路

●支線用水路
　柿ノ木下用水路
　小高用水路
　犬塚用水路
　小屋木用水路
　四栗用水路

【問い合わせ先】
東北農政局 南相馬地域直轄災害復旧事務所　工事第二課
（南相馬市小高区　浮舟文化会館２階）
電話：0244-66-1052

平成27年度一般会計 154,307,439円の決算報告

平成28年10月4日開催の平成28年度臨時総代会において、
一般会計・特別会計の決算が審議され、次の通り承認されました。

H27年度
総地区面積 4,342ha
組合員数 4,322人

●財務状況の公表●

平成27年度請戸川土地改良区一般会計収入支出、並びに財務の状況を規約第44条の規定により公表します。

（単位：円）

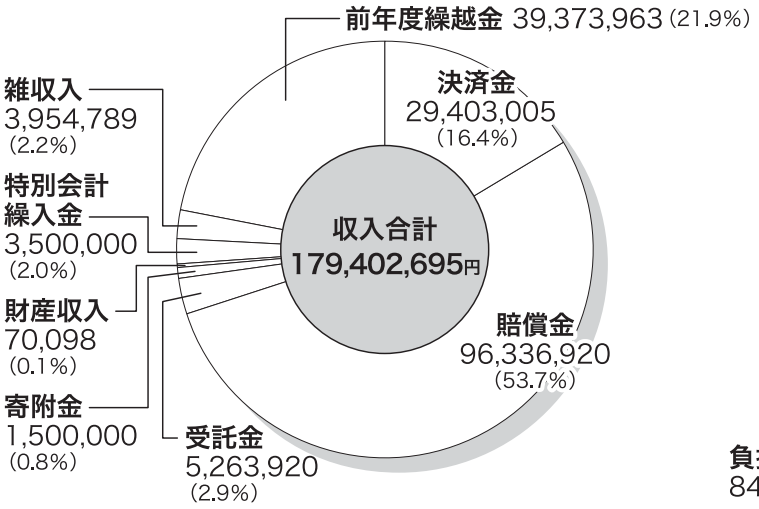

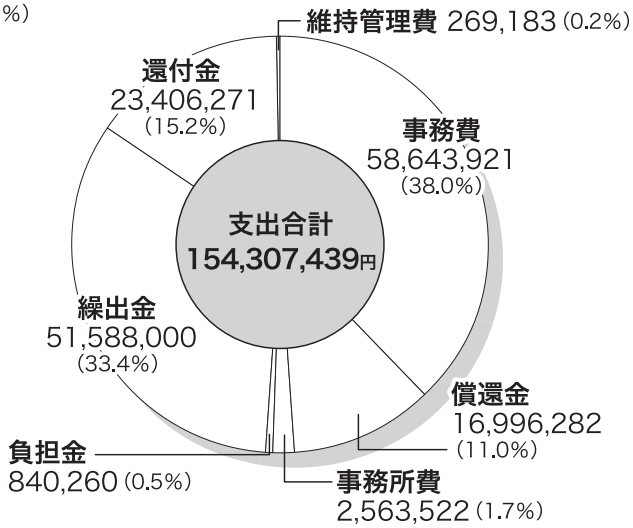

平成27年度特別会計 90,326,672円の決算報告

【土地改良事業特別会計】
収入支出差引残金は、次年度特別会計に繰越を致しました。

収入の部　（単位：円）

会計区分／項目	補助金／受託金	繰入金	繰越金	その他	計
国営附帯県営土地改良事業	85,383,636	0	19,073	678	85,403,387
飯崎地区基盤整備促進事業	800,000	0	1,738,056	351	2,538,407
飯崎地区経営体育成基盤整備事業	2,220,480	4,038,842	0	304,796	6,564,118
収入合計	88,404,116	4,038,842	1,757,129	305,825	94,505,912

支出の部　（単位：円）

会計区分／項目	繰出金	事業費	借入金償還金	事務費	計
国営附帯県営土地改良事業	0	0	85,383,636	0	85,383,636
飯崎地区基盤整備促進事業	1,600,000	0	0	817,914	2,417,914
飯崎地区経営体育成基盤整備事業	0	2,220,480	302,310	2,332	2,525,122
支出合計	1,600,000	2,220,480	85,685,946	820,246	90,326,672

平成28年度 一般会計　予算総額 170,645,000円

平成28年３月29日開催の平成27年度通常総代会及び平成28年10月４日開催の臨時総代会において、平成28年度予算が可決されました。

H28年度
総地区面積 4,343ha
組合員数 4,322人

（単位：円）

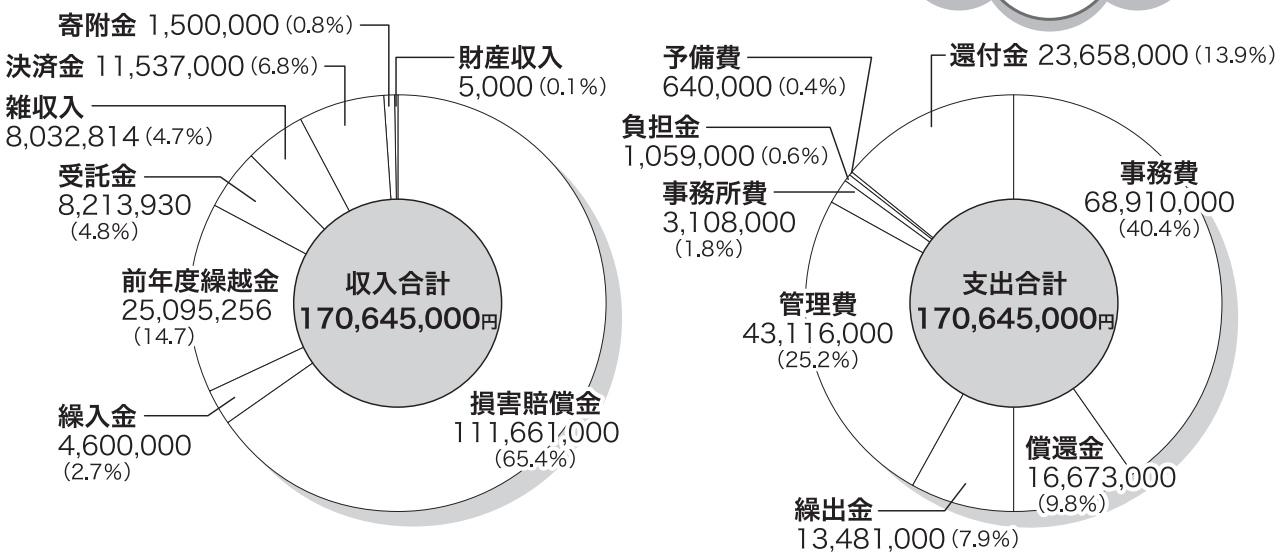

【平成28年度実施の事業】

（単位：円）

番号	委託者	事業名	事業内容	事業費	負担率
委託事業					
(1)	福島県	国営造成施設県管理受託事業	ダム施設点検整備事業	8,214,000	0%

平成28年度 特別会計　予算総額 111,311,996円

【平成28年度実施の特別事業会計】

（単位：円）

番号	事業地区名	事業名	事業内容	事業費	負担率
土地改良事業					
(1)	請戸川地区	国営附帯県営土地改良事業	かんがい排水事業償還	85,404,000	—
(2)	小高区飯崎地区	飯崎地区基盤整備促進事業	計画書作成、農地集積	922,000	—
(1)	小高区飯崎地区	飯崎地区経営体育成基盤整備事業	状況調査、換地計画基準作成	24,985,996	—

平成27年度の主な会議開催状況

会議名	開催日	主な内容
総代会	H27. 10. 2	●平成26年度事業報告、各会計収支決算承認について ●平成27年度賦課徴収及び各会計収支補正予算(案)について
	H28. 3. 29	●平成27年度各会計収支補正予算(案)について ●平成28年度事業計画、飯崎地区事業計画変更、賦課徴収(案)、各会計収支予算書(案)、一時借入金限度額(案)について
選任会	H28. 2. 5	●推薦人の選出について
推薦会議	H28. 2. 5	●役員被選任人の選出について
理事会	H27. 9. 3	●平成26年度事業報告、各会計収支決算承認について ●平成27年度賦課徴収及び各会計収支補正予算(案)について ●請戸川土地改良区土地改良施設使用規程の一部改正について ●事業事務負担金の要望書について ●臨時総代会の日程について
	H28. 3. 4	●平成27年度各会計収支補正予算(案)について ●平成28年度事業計画、飯崎地区事業計画変更、賦課徴収(案)、各会計収支予算書(案)、一時借入金限度額(案)について ●役員(補欠)選任の承認について ●請戸川土地改良区就業規程の一部改正について ●請戸川土地改良区職員給与規程の一部改正について ●通常総代会の日程について
	H28. 3. 4	●理事の順位について ●各委員会委員の互選について
監査・監事会	H27. 8. 6	●平成26年度決算監査
	H28. 2. 10	●平成27年度中間監査
災害対策特別委員会	H27. 8. 25	●ほ場整備事業事務費の要望書提出について ●国及び東京電力への要望・要求の未解決事項について

土地改良事業に伴う事務を改良区で下記により受託することができます

……請戸川土地改良区事業受託規程より抜粋

(受託手続) 第３条　前条の業務の委託者は、委託申請書に事業参加同意書を添えて提出し、理事長の承認を得るものとする。

(受託契約) 第４条　理事長は、前条により委託を承認したときは、その旨を委託者に通知する。

(受託料の基準) 第５条　土地改良区組合員の事務委託料は事業費の一地区の総事業費１億円までは3%、それに加え、１億円以上を超える分については2%とし100円未満は切り捨てる。

2　土地改良区組合員以外の機関が土地改良区に事務を委託する委託料は総事業費１千万円までは15%、それに加え、1千万円以上を超える分については10%とし100円未満は切り捨てる。

3　特別の業務については両者協議のうえ決めるものとする。

平成27年度に行いました受託事業

■国営造成施設県管理受託事業（大柿ダム施設点検）

福島県より5,263,920円の委託費で、以下の点検を実施しました。

区　分	細　区　分	業　　務　　内　　容	作業日数	従事者数(延べ)
施設点検	１）ダム施設点検	●管理事務所の点検、巡視	17	65
		●取水施設の点検、巡視		
		●インクラインの点検、巡視		
		●放流施設の点検、巡視		
	２）堤体変位測定	●堤体天端点検、巡視、クラック調査	17	65
		●堤体変位測定		
	３）層別沈下計観測	●層別沈下計の観測	0	0
	４）警報観測局舎点検	●警報観測局舎点検、巡視 （昼曽根局、堰守局、賀老局、不動滝局、室原局、中島局、加倉局、掃部関堰、万海局、棚塩局、野行観測所、矢具野観測所 計12箇所）	12	31
	５）点検・巡視報告業務	●１）、４）の報告書作成	12	12
	６）堤体観測等資料整理	●２）、３）の資料整理	12	12
	７）ダム施設臨時点検	●160㎜/24hrまたは70㎜/hrの降雨後の臨時点検	6	9
	８）打合せ	●各業務に関する打合せ （着手前、中間１回、完了報告）	3	6

■農業の再生に向けた要望・要求活動（５回目）を行いました。

（平成28年11月18日 仙台 農林水産省・東北農政局、平成28年11月21日 福島県庁、
平成28年11月28日 東京 農林水産省・環境省・復興庁・東京電力）

復興庁・農林水産省・環境省要望内容

１．復旧・復興・創世の支援期間延長について
２．土地改良施設の維持・管理事業の創設、拡充について
３．農地の継続的な放射性物質の調査分析について
４．農地保全管理の期間延長について
５．大柿ダム底泥の放射性物質対策について
６．放射能汚染土壌の処理について
７．森林除染について
８．受益地内の農地、土地改良施設の利用及び復旧について

東京電力要求内容

１．被災土地改良区に対する賠償期間について
２．放射性物質対策に対する賠償について
３．土地改良施設の維持管理の賠償について
４．農地の放射性物質の汚染調査について
５．土地改良施設に隣接する山林の除染について

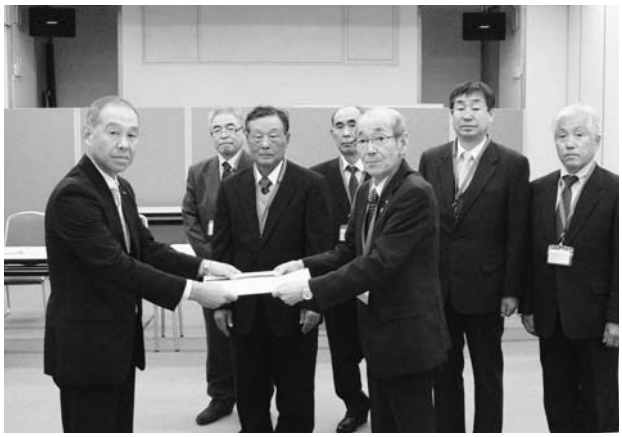

平成28年11月28日　要求活動　東京 東電本社

地区除外申請のあった箇所

ソーラーパネル取り付け、住宅団地整備、防災集団移転事業、防災林造成事業、災害復旧（堤防）事業等で地区除外申請のあった箇所及び面積（平成28年10月申請分まで）

南相馬市小高区

大字	小字	面積（㎡）	転用関係者	大字	小字	面積（㎡）	転用関係者
金谷	北	33,209.00	合同会社金谷村守ソーラー特定非営利法人野馬土	井田川	西迫	2,848.60	福島県･南相馬市
	東	7,227.00		下浦	マキノイ	5,211.32	南相馬市
	若林	1,859.00			薬師前	50.00	南相馬市
	北釘野	4,712.00			西ノ内	1,331.00	南相馬市
川房	四ツ栗	45,963.00	ＮＴＴ	浦尻	北川原	11,245.00	福島県
角部内	反田	53,343.86	福島県･南相馬市		北向	16,565.00	福島県
	腰巻	10,620.00	福島県･南相馬市		広町	28,085.00	福島県
	貝塚	8,693.00	福島県		屋敷西	3,585.00	南相馬市
	羽和形	4,300.00	福島県		前原	1,687.00	南相馬市
	南台	1,230.00	南相馬市		町	276.00	南相馬市
	市ノ谷	585.00	南相馬市		前田	3,493.00	福島県
塚原	浜田	69,865.00	福島県･南相馬市	福岡	柏下	1,505.00	南相馬市
	戸谷場	43,242.00	福島県		有山	1,844.00	個人の転用
	一丁田	58,219.00	福島県		根柄	2,004.42	福島県
	八重生	55,945.00	福島県		大明神	1,842.43	福島県
	薬師前	1,307.00	南相馬市		堂田	2,888.39	福島県
	釜ノ上	1,522.00	南相馬市		大柳	2,276.20	福島県
	沼ノ上	494.00	南相馬市	岡田	仲川原田	408.00	南相馬市
	大迫	59.00	南相馬市		上川原田	339.42	福島県
村上	沼田	19,489.78	福島県		西仲田	393.69	福島県
	前谷地	18,581.00	福島県･南相馬市		仲川原田	555.40	福島県
	北川	13,911.00	南相馬市		塩行	1,001.60	福島県
	西谷地南坪	7,375.96	福島県･南相馬市		下川原田	540.92	福島県
	舘腰	3,062.00	南相馬市		反町	701.41	福島県
	西谷地	1,792.00	南相馬市	南小高	姥田	328.05	福島県
	逆堰	713.30	福島県		手綱落	113.03	福島県
	越戸畑	2,655.58	福島県	大井	高野迫	392.00	南相馬市
井田川	南新田	25,689.00	福島県･南相馬市	女場	亀渕	1,439.98	福島県
	北新田	7,594.12	福島県･南相馬市		萱下	998.90	福島県
					計	584,375.92	

■海岸防災林
復旧事業イメージ図■

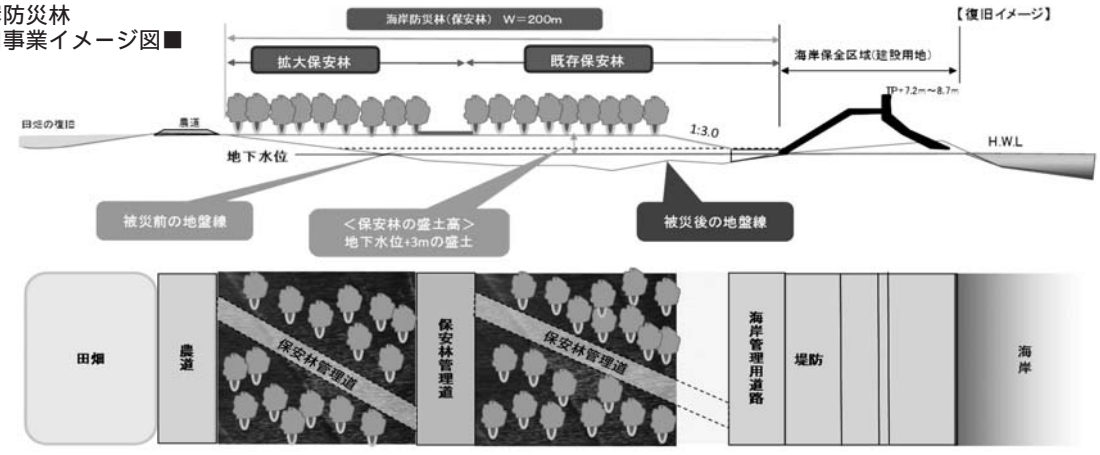

浪 江 町

大 字	小 字	面 積（㎡）	転用関係者	大 字	小 字	面 積（㎡）	転用関係者
請 戸	持 平	33,025.00	浪江町	両 竹	原 田	47.00	浪江町
	御壇ノ西	30,625.00	浪江町	棚 塩	中 舛 倉	27,732.00	浪江町
	雨 垂	27,036.00	浪江町		前 畑	23,183.00	浪江町
	古 川	18,999.00	浪江町		穴 田	9,197.00	浪江町
	長 田 坊	17,441.00	浪江町		下 浜 田	7,228.00	浪江町
	左 島 塚	10,362.00	浪江町		荒 井 前	5,123.00	浪江町
	舛 倉	8,707.00	浪江町		舘 野	7,422.00	浪江町
	角 畑	3,845.00	浪江町		上荒井前	2,873.00	浪江町
	浮 沼	2,693.00	浪江町		向 川 原	2,833.00	浪江町
	大 師 堂	2,360.00	浪江町		砂 田	2,675.00	浪江町
	御塚ノ北	844.00	浪江町		古 屋 敷	654.00	福島県・浪江町
	北 久 保	63.00	浪江町	中 浜	長 沼	11,697.00	浪江町
	落 合	87.03	福島県		西 川 原	464.00	浪江町
両 竹	長 沼	12,953.00	浪江町	幾 世 橋	来福寺東	6,704.00	浪江町
	蛭 田	11,245.00	浪江町		来福寺西	27,149.00	浪江町
	庄 司 口	10,437.00	浪江町	北幾世橋	荒 井	1,430.00	浪江町
	森 合	7,225.00	浪江町		荒 井 前	381.00	浪江町
	的 場	6,369.00	浪江町		北 御 門	8,666.00	浪江町
	持 平	2,477.00	浪江町	酒 田	西二丁目	237.36	浪江町
	本 町	2,743.00	浪江町		東一丁目	141.74	浪江町
	カブメキ	364.00	浪江町		原	7,160.00	浪江町
	近 道 原	991.00	浪江町				
					計	356,728.13	

双 葉 町

大 字	小 字	面 積（㎡）	転用関係者	大 字	小 字	面 積（㎡）	転用関係者
郡 山	栗 崎	5,858.00	環境省	郡 山	柳 町	2,652.00	環境省
	四 斗 蒔	825.00	環境省		根 田	8,666.00	環境省
	中 ノ 町	2,476.00	環境省		五 斗 蒔	527.00	環境省
	長 橋	18,937.00	環境省				
					計	39,941.00	

●決済金について

上記地区の除外申請を受け、土地改良法に基づき当土地改良区におきましても、現在順次転用決済金の納入通知書を発行させて頂き収納しております。

土地改良区の運営費や土地改良施設（ダム・頭首工・水路等）の維持管理費、事業費は借入金、賦課金により賄われており、その額は、土地改良区の受益面積全体で対応しています。

土地改良区の受益地内の農地(田)を除外する場合、受益面積全体で負担してきたものを残りの土地（受益地）で負担となり、それを担う組合員さんの過重負担を避ける目的で定められておりますのが決済金で、除外時に清算となります。

そうして納入頂きました決済金は、今後の必要経費に充当しながら土地改良区を運営するしくみとなっております。

通知書を発行後、決済金の納入が確認できない場合、除外された土地に賦課金がかかってしまうこともありますのでご注意願います。

地区面積(ha)の推移

		H25年度決算	H26年度決算	H27年度決算
総 計		4,394	4,389	4,342
内 訳	南相馬市小高区	1,733	1,728	1,706
	浪江町	1,947	1,947	1,922
	双葉町	714	714	714

総代選挙と役員改選について

現在の総代さんの任期は、**平成29年11月24日まで**です。
平成29年度に選挙により改選の予定です。
また、役員さんの任期は**平成30年１月31日まで**です。
総代さん同様、平成29年度に選任により改選予定です。

震災以前より、各行政区長さんにお世話頂きながら、改選のお知らせや方法をお伝えさせて頂いております。
震災後においては、組合員の皆様が各方面にご避難中、またはご避難先に住居確保等で分散の傾向にあることと、震災以前に各行政区さんで行われていた集会等の開催数が減少されており、お話し合いの場が限られているものと思われますので、総代さんの立候補、または役員さんの選任について早めの調整方よろしくお願い致します。

■選挙すべき総代定数

選　挙　区	選挙区域	総　代　数
第１区	南相馬市小高区	23人
第２区	浪江町	27人
第３区	双葉町	10人

次期・任期　４年間（平成29年11月25日から平成33年11月24日）

■選任すべき役員定数

被選任区	被選任区域	定　数		
		員外理事	員内理事	監　事
第１被選任区	南相馬市小高区	１人	８人	１人
第２被選任区	浪江町	１人	９人	１人
第３被選任区	双葉町	１人	３人	１人

次期・任期　４年間（平成30年２月１日から平成34年１月31日）

平成28年10月４日開催 臨時総代会（パルセいいざかにて）

農地を転用する場合　※1「農地転用等の通知書」と ※2「地区除外申請書」

●田を宅地等に転用する場合　●田を畑に転用した場合
●田を災害復旧用地として転用した場合（防災林・防潮堤等）
●田を公共事業用地として転用した場合（道路・河川・水路等）

当土地改良区の区域内にある農地（田）を他の目的に転用する場合は、農業委員会に申請する前に、転用組合員と転用関係者の連名で、「農地転用等の通知書」と「地区除外申請書」をご提出下さい。

◎転用を申請した際には決済金の納付が必要となります。

【地区除外決済金の基準】（1,000㎡ あたり）
賦課金のＡ地区 …… 65,000円　賦課金のＣ地区 …… 36,000円
賦課金のＢ地区 …… 54,000円　賦課金のＤ地区 …… 34,000円

◎転用面積により意見の決め方が違います。
（農地転用等伴う処理）請戸川土地改良区規約第55条　第１項
地区内農地等が転用される場合において　－中省略－
転用団地の面積が、１ha未満にあっては理事長、１ha以上10ha未満にあっては理事会、10ha以上にあっては総代会で決する。

土地改良施設等を利用する場合　※3「財産他目的使用承認申請書」

●生活雑排水や雨水排水・合併浄化槽処理水を放流するとき。
（以前に許可をとっても、新たに合併浄化槽を設置した場合は申請が必要です）
●土地改良施設を出入口等で多目的に使用する場合（水路に橋をかける場合等）
●改良区施設の使用を停止した場合や、公共下水に接続した場合
（この場合の届出用紙は現在のところ、任意です）

施設を本来の目的以外に使用する場合は「財産他目的使用承認申請書」により手続きを必要とします。

手数料の種類と金額

●請戸川土地改良区手数料規程第３条による申請手数料

(1) 地区除外申請手数料（意見書交付・図上照合を含む） ……	１件	2,000円
(2) 地区除外現地調査手数料 ……	１件	3,000円
(3) 土地改良施設他目的使用承認手数料 ……	１件	30,000円
(4) 土地改良施設多目的使用の係る現地調査手数料 ……	１件	3,000円
(5) 公簿・区分書の謄(抄)本、その他諸証明書交付手数料 ……	１件	200円

●請戸川土地改良区施設規程第10条による契約金及び使用料

１．廃水の流入

種　類	摘　要	契約金額	年間使用料
雑排水、単独浄化槽水（事業所等）	１軒 １日7L/min以上	30,000円	20,000円
合併浄化槽水	12人槽以下	10,000円	0円
同　上	13人槽～50人槽以下	30,000円	20,000円
同　上	51人槽～100人槽以下	30,000円	30,000円
同　上	101人槽以上	30,000円	40,000円

２．その他

種　別	摘　要	契約金額	年間使用料
電柱、電話柱等	１本、又は１条	1,000円	500円
送電鉄塔	面積１㎡	500円	500円
管類の設置	１ｍ（径1.0m未満）	300円	300円
同　上	１ｍ（径1.0m以上）	500円	500円
橋梁、又は蓋板	１カ所（5.0m未満）	3,000円	3,000円
同　上	１ｍ（5.0m以上）	1,000円	1,000円
広告板	広告表示面積 １㎡	2,000円	2,000円

※1～※3　各申請用紙は、請戸川土地改良区にあります。請戸川土地改良区のホームページからダウンロードもできます。

役員の就任について

第１被選任区において、補欠選任により下記のとおり理事就任されましたのでお知らせ致します。

◇就任◇　どうぞよろしくお願い致します。

被選任区	被選任区域	氏　　名	就任年月日
第　1　被　選　任　区	南相馬市小高区	松　本　　勇　理事	H28. 3.29

【組合員の皆様へお願い】

左記のような場合には、手続きをお願いします。

組合員の資格に異動があった場合（組合員資格得喪通知）

☆用紙はホームページからもダウンロードできます。

- 生前一括譲与をする場合
- 組合員が死亡した場合
- 組合員の住所変更の場合（住民票異動）
- 農業者年金受給の場合（経営移譲による）
- 売買、賃借権、利用権等で異動した場合

災害避難による連絡先、ご住所をお知らせ下さい。

避難先を変更された場合はその都度お知らせ願います。お電話でも受付します。

賦課金の未納分がある場合ご入金をお願いします。

今現在、ご入金の確認ができていない場合は、個人毎にお知らせいたします。

延滞金利子は、震災のあった平成23年3月11日からは、徴収しておりません。

請戸川土地改良区　事務所及び所在地

福島市事務所

〒960−8502
福島県福島市南中央三丁目36番地
福島県土地改良事業団体連合会内
TEL024−535−0419
FAX024−535−0410
代表メールアドレス uld@ukedogawa.jp

福島市事務所での主な業務内容

管理課
- 組合員の皆様の避難先把握
- 組合員の皆様への各種お知らせ
- 予算執行に関すること
- 総代会、理事会、各委員会開催準備
- 東京電力損害賠償請求
- 農地転用、地区除外申請受付
- 施設多目的申請受付

南相馬市出張所

〒975−0039
福島県南相馬市原町区青葉町
2−62−2番地
浪江町・双葉町役場南相馬出張所内
TEL0244−32−1603
FAX0244−32−1604

南相馬市出張所での主な業務内容

業務課
- 福島県大柿ダム管理受託事業
- 国県営造成施設管理調査
- ほ場整備事業関連業務